

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正							現 行						
埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程							埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程						
第一条～第十四条 (略)							第一条～第十四条 (略)						
(建設工事の請負に係る発注標準額)							(建設工事の請負に係る発注標準額)						
第十五条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の下欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ上欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。							第十五条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の下欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ上欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。						
級の区分	発注標準額						級の区分	発注標準額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建設工事		土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建設工事
	六、〇〇万円以上	一億円以上						六、〇〇万円以上	一億円以上				
A級	三、〇〇万円以上 一億五、〇〇万円未満	四、〇〇万円以上 <u>三億七、五〇〇万円</u> 未満	一、五〇〇万円以上	一、〇〇万円以上	一、〇〇万円以上	その都度知事が定める額	A級	三、〇〇万円以上 一億五、〇〇万円未満	四、〇〇万円以上 <u>二億五、〇〇〇万円</u> 未満	一、五〇〇万円以上	一、〇〇万円以上	一、〇〇万円以上	その都度知事が定める額

別添

B級	一、〇〇万円以上 九、〇〇万円未満	一、三〇〇万円以上 一億五、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 七、五〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	同右
C級	二五〇万円以上 四、五〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	二、五〇〇万円未満	二、五〇〇万円未満	二、五〇〇万円未満	同右
D級	一、五〇〇万円未満	二、〇〇〇万円未満				

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

2 (略)

第十六条～第十七条 (略)

B級	一、〇〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	一、三〇〇万円以上 一億円未満	二五〇万円以上 五、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 四、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 四、〇〇〇万円未満	同右
C級	二五〇万円以上 三、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 四、〇〇〇万円未満	二、五〇〇万円未満	二、〇〇〇万円未満	二、〇〇〇万円未満	同右
D級	一、〇〇〇万円未満	一、三〇〇万円未満				

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

2 (略)

第十六条～第十七条 (略)